部長及び参事官　　免許発第126号
殿　　令和７年４月24日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

大型自動二輪車に関する規定の留意事項について（通達乙）

道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第32号）が令和７年３月24日に施行され、免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）への記録に関する規定が整備されたことに伴い、大型自動二輪車に関する規定の留意事項について、新たに下記のとおり定め、令和７年４月24日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

１　ＡＴ限定大型二輪免許に付す条件と運転免許証（以下「免許証」という。）への記載等

運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車及び普通自動二輪車に限る大型自動二輪車免許（以下「ＡＴ限定大型二輪免許」という。）については、当該総排気量の上限が設けられていない。そのため、ＡＴ限定大型二輪免許を与える場合において、当該免許に付す条件、条件の免許証への記載方法、マイナ免許証への記録方法及び警察共通基盤システム等による高知県運転者管理業務（以下「本業務」という。）に用いる免許の条件等コードについては、別紙１のとおりとする。

なお、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号。以下「改正府令」という。）附則第８項の規定により、改正府令の施行の際現にＡＴ限定大型二輪免許に付されている総排気量による限定については、これをないものとみなすこととされていることから、改正府令の施行の際現にＡＴ限定大型二輪免許を受けていた者については、免許証又は免許情報記録の有効期間の更新又は再交付等の際に、別紙２のとおり条件を変更すること。

２　大型自動二輪車に関する本業務の運用

大型自動二輪車に関する本業務の運用については、「警察共通基盤システム等による高知県運転者管理業務実施要領の制定について（通達乙）」（令和５年12月26日免許発第54号。以下「実施要領」という。）及び「警察共通基盤システム等による高知県運転者管理業務実施細則の制定について（通達乙）」

（令和７年３月21日免許発第78号。以下「実施細則」という。）のほか、次のとおりとする。

(1)　大型自動二輪車免許とみなされる普通自動二輪車免許により電動大型自動二輪車を運転して違反又は事故を起こした場合の登録

改正府令附則第２項の規定により、電動大型自動二輪車（定格出力が20.00キロワットを超える原動機を有する大型自動二輪車をいう。以下同じ。）の運転に従事する場合に限り大型自動二輪車免許とみなされる普通自動二輪車免許を受けている者が、電動大型自動二輪車を運転して違反又は事故を起こした場合は、警察庁が別に定める違反登録票（資料区分60）、事故登録票（資料区分80）、追記登録票（資料区分03）又は行政処分照会票（資料区分09）を用いて登録すること。この場合において、当該違反登録票及び事故登録票中「⑪免許の種類」欄には「00」を入力することとし、「⑬違反名」欄には「無免許運転0380、1380、2380」を入力しないこと。また、追記登録票（資料区分03）を用いて追記登録し、行政処分照会票（資料区分09）により累積点数を照会して、その者が処分の基準点数に達しているかどうかを確認すること。

(2)　大型自動二輪車の種類を電動大型自動二輪車に限定した免許等により電動大型自動二輪車を運転して違反又は事故を起こした場合の登録

実施要領及び実施細則に従って登録すること。

別紙１（１関係）

現に受けている免許	試験等において使用した二輪車	与える免許の種類	免許に付す条件	免許証への条件の記載方法	マイナ免許証への条件の記録方法	コード
なし ＡＴ限定普通二輪免許 ＡＴ小型限定普通二輪免許	ＡＴ大型二輪車	大型二輪免許	運転することができる二輪車をＡＴ車に限定する。	「二輪車はＡＴ車に限る」と記載する。	「二輪車はＡＴ車に限る」と記録する。	354
普通二輪免許	ＡＴ大型二輪車	大型二輪免許	運転することができる大型二輪車をＡＴ車に限定する。	「二輪車はＡＴ車に限る（普通二輪は除く）」と記載する。	「二輪車はＡＴ車に限る（普通二輪は除く）」と記録する。	355
小型限定普通二輪免許	ＡＴ大型二輪車	大型二輪免許	運転することができる二輪車（小型二輪車を除く。）をＡＴ車に限定する。	「二輪車はＡＴ車に限る（小型二輪は除く）」と記載する。	「二輪車はＡＴ車に限る（小型二輪は除く）」と記録する。	356
ＡＴ限定普通二輪免許（小型二輪車を除く。）	ＡＴ大型二輪車	大型二輪免許	運転することができる二輪車（小型二輪車を除く。）をＡＴ車に限定する。	「二輪車はＡＴ車に限る（小型二輪は除く）」と記載する。	「二輪車はＡＴ車に限る（小型二輪車は除く）」と記録する。	356

備考　１　「試験等」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条第１項第２号に掲げる事項について行う運転免許試験又は法第99条第１項に規定する指定自動車教習所における自動車の運転に関する技能についての技能検定をいう。

２　「ＡＴ限定普通二輪免許」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第33条第１項第１号に規定する別表第４第１号備考13のＡＴ限定普通二輪免許をいう。

３　「ＡＴ小型限定普通二輪免許」とは、規則第33条第５項第１号タのＡＴ小型限定普通二輪免許をいう。

４　「小型限定普通二輪免許」とは、規則第24条第１項の小型限定普通二輪免許をいう。

５　「ＡＴ限定普通二輪免許（小型二輪車を除く。）」とは、運転することができる普通自動二輪車（小型二輪車を除く。）をＡＴ車に限る普通二輪免許をいう。

６　その他の用語は実施細則の例による。

別紙２（１関係）

ＡＴ限定大型二輪免許に付す条件等

コード	免許に付す条件	免許証への条件の記載方法	マイナ免許証への条件の記録方法
354	運転することができる二輪車をＡＴ車に限定する。	「二輪車はＡＴ車に限る」と記載する。	「二輪車はＡＴ車に限る」と記録する。
355	運転することができる大型二輪車をＡＴ車に限定する。	「二輪車はＡＴ車に限る（普通二輪は除く）」と記載する。	「二輪車はＡＴ車に限る（普通二輪は除く）」と記録する。
356	運転することができる二輪車（小型二輪車を除く。）をＡＴ車に限定する。	「二輪車はＡＴ車に限る（小型二輪は除く）」と記載する。	「二輪車はＡＴ車に限る（小型二輪は除く）」と記録する。
360	運転することができる二輪車を、特定大型自動二輪車（ＡＴ車に限る。）及び特定普通自動二輪車（ＡＴ車に限る。）に限定する。	「二輪車は特定二輪のＡＴ車に限る」と記載する。	「二輪車は特定二輪のＡＴ車に限る」と記録する。
	運転することができる二輪車を、大型二輪車にあっては特定大型自動二輪車（ＡＴ車に限る。）に限定する。	「大型二輪は特定二輪のＡＴ車に限る」と記載する。	「大型二輪は特定二輪のＡＴ車に限る」と記録する。
	運転することができる二輪車を、特定大型自動二輪車（ＡＴ車に限る。）及び普通自動二輪車（ＡＴ車に限る。）に限定する。	「大型二輪は特定二輪のＡＴ車に限り、普通二輪はＡＴ車に限る」と記載する。	「大型二輪は特定二輪のＡＴ車に限り、普通二輪はＡＴ車に限る」と記録する。
	運転することができる二輪車を、特定大型自動二輪車（ＡＴ車に限る。）、特定普通自動二輪車（ＡＴ車に限る。）及び小型二輪車に限定する。	「二輪車は小型二輪に限り、特定二輪はＡＴ車に限る」と記載する。	「二輪車は小型二輪に限り、特定二輪はＡＴ車に限る」と記録する。
	運転することができる二輪車を、特定大型自動二輪車（ＡＴ車に限る。）、特定普通自動二輪車（ＡＴ車に限る。）及び小型二輪車（ＡＴ車に限る。）に限定する。	「二輪車は小型二輪のＡＴ車に限り、特定二輪はＡＴ車に限る」と記載する。	「二輪車は小型二輪のＡＴ車に限り、特定二輪はＡＴ車に限る」と記録する。

備考　１　「特定大型自動二輪車」とは、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第33号。以下「平成21年改正府令」という。）附則第２項の特定大型自動二輪車をいう。

２　「特定普通自動二輪車」とは、平成21年改正府令附則第３項の特定普通自動二輪車をいう。

３　その他の用語は実施細則の例による。